

訪問看護ステーション「にしおか」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人康仁会が開設する訪問看護ステーション「にしおか」（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態にあり、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた対象者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションにしおか
- (2) 所在地 四国中央市三島金子2丁目7-22（西岡病院 敷地内）

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) 看護師等 看護師 2名（常勤兼務 1名 常勤専従 1名）
准看護師 1名（常勤専従 1名）
理学療法士 3名（非常勤専従 3名）

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

通常月曜日～金曜日とし、国民の祝日、お盆(8月16日)、地方祭(10月23日)、12月30日から1月3日までを除く。但し、曜日により所属法人が規定する休業日に合わせて変動する事がある。また、土曜日に関しては、場合により営業日とすることがある。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付した提示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は、家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者の主治医がいない場合は、訪問看護ステーション「にしおか」が適切に対処する。

(事業の内容)

第7条 指定訪問看護内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

2 医療保険の訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

当該事業所より、半径5 km圏域：150 円

当該事業所より、半径5～10 km圏域：200 円

当該事業所より、半径10～15 km圏域以上：250 円

ただし、上記圏域内でも山間部にあたる次に示す地域については、1 kmあたり 30 円徴収するものとする。

*土居町上野地区、富郷町、金砂町、川滝町、柴生町、新宮町

(1) 利用料（基本利用料を除く）、交通費について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額又は免除することができる。

3 死後の処置料は、10000 円とする。

(1) 利用料（基本利用料を除く）、交通費について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額又は免除することができる。

4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、四国中央市内とする。

(緊急時における対処方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 看護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上定期的実施する。

(4)上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。担当者：鹿谷美智留

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第 12 条 ステーションは、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限る
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(事業継続計画に関する事項)

第 13 条 ステーションは、感染症や自然災害が発生した場合においても可能な範囲で業務を継続できるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 事業継続計画 (BCP) 対策委員会を設置し、定期的を開催する。
- (2) 事業継続計画 (BCP) 研修会 (訓練を含む) を年 1 回以上定期的に行う。
- (3) 事業継続計画 (BCP)。の内容を定期的に見直し、看護職員等に周知徹底を行う。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 14 条 ステーションは、職場におけるハラスメント防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- (2) ハラスメント防止委員会を定期的に行う。
- (3) ハラスメント防止の研修会を年 1 回以上定期的に行う。

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質の向上を図るため研究、研修の機会を設け、または、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人康仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ・この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

